

【下半期】（10月～平成28年3月）

3月	2月	平成29年 1月	12月	11月	10月
	第4期 2 / 28		第3期 12 / 26		
	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 26	第5期 11 / 30	第4期 10 / 31
随時 3 / 31		第4期 1 / 31			第3期 10 / 31
随時 3 / 31	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 26	第5期 11 / 30	第4期 10 / 31
	2 / 15		12 / 15		10 / 14
	第6期 2 / 28		第5期 12 / 26		第4期 10 / 31
	2 / 15		12 / 15		10 / 14
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 26	11 / 30	10 / 31
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 26	11 / 30	10 / 31
1月使用分 3 / 31	12月使用分 2 / 28	11月使用分 1 / 31	10月使用分 12 / 26	9月使用分 11 / 30	8月使用分 10 / 31
	第4期 2 / 28			第3期 11 / 30	
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 26	11 / 30	10 / 31
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 26	11 / 30	10 / 31
	第4期 2 / 28			第3期 11 / 30	

納付については、市役所や金融機関の窓口で納めるほか、次のような方法があります。

◎口座振替でらくらく！

一度お申し込みいただければ、ご指定の口座から毎回自動的に引き落とします。「口座振替依頼書」を金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口で直接提出してください。

◎クレジットカードで納付ができます（市税・後期高齢者医療保険料・上下水道料）

パソコンやスマートフォン、携帯電話からインターネット上の「Yahoo! 税金支払い」サイトに接続し、クレジットカード情報を入力することで市税の納付ができます。

クレジットカードの利用は、納期限内に限ります。金融機関、コンビニエンスストア、市役所などの窓口ではクレジットカードによる納付はできません。市税・後期高齢者医療保険料は、手数料がかかります。

※ご注意ください。

領収証書が必要な方、納付後すぐに納税証明書が必要な方は、納付書にて納付書裏面に記載してある納付場所の窓口で納付してください。

◎コンビニいつでも！（市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金）

コンビニエンスストアいつでも納税できます。ただし、市税などについては、納期限を過ぎてしまふとお取り扱いができませんので、ご注意ください。

◆納付は納期限を守りましょう◆

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付の確認ができない場合は、差押などの処分になることがあります。